

**労災診療援護貸付金貸付契約・労災診療共済契約締結の
労災指定医療機関の皆様へ**

平成23年8月

平素は（財）労災保険情報センターの業務運営にご支援ご協力をいただいておりますことにつき、厚く御礼申し上げます。

さて、当財団の地方事務所は、国の事業見直しに伴い平成23年11月末までの間に、順次、廃止する運びとなりました(同封の「都道府県別地方事務所廃止予定一覧表」をご覧ください。)

当財団の地方事務所を廃止した後の労災診療援護貸付契約(以下「援護貸付契約」といいます。)及び労災診療共済契約(以下「共済契約」といいます。)にかかる手続きは、すべて当財団本部で行うこととなりますが、それに伴い、お手数をおかけいたしますが以下のお願いがございます。

I 援護貸付契約

○ 地方事務所の廃止後（別紙の「都道府県別地方事務所廃止予定一覧表」をご覧ください。）、契約指定医療機関様からは、直接、当財団の本部に貸付の申込をしていただく必要がありますが、契約指定医療機関様の負担軽減を図るため、当財団に対し、労働局から貸付に必要な情報提供を受けた分の診療費について、貸付申込みがあったものとみなすこととしております。そのためには、労働局に対して、当財団へ貸付に必要な情報を提供することのご依頼をして頂くことが必要となります。

しかし、既にご契約頂いています医療機関様につきましては、当財団で取りまとめて労働局に貸付に必要な情報提供の依頼の手続きを行うこととしておりますので、個別に依頼の手続きをされる必要はございません。

なお、医療機関様のご都合により、個別にご依頼の手続きをする必要がある場合は、平成23年8月26日までに、同封の「労災診療援護貸付のための依頼書」にご記入のうえ、返信用封筒により当財団あてにご送付頂きますようお願い申し上げます。

期日までにご送付がない場合は、当財団で取りまとめて労働局に情報提供の依頼の手続きを行うことといたします。

Ⅱ 共 済 契 約

○ 8月末に地方事務所を廃止する県につきましては9月1日から、10月以降に事務所が廃止される都道府県につきましては、地方事務所の廃止時期にかかわらず10月1日から、当財団本部ですべての事務処理を行うこととなります。

- ・ 地方事務所の廃止後に当共済補償費の請求をされる場合は、従来ご提出頂いておりました社会保険診療報酬明細書（写）に加えて、労働局へ請求されました労災診療費請求内訳書（写）をご提出されるようお願い申し上げます。

Ⅲ 関係規程の改正等

○ 今回、地方事務所の廃止に伴い、援護貸付契約の基礎になっております「労災診療援護貸付金貸付規程」及び「労災診療共済規程」につき必要な改正を行いました。

- ・ 誠に恐縮ですが、同封の両規程をご一読頂きますようお願い申し上げます。

○ 個人情報の取扱いには、日頃よりご尽力をいただいておりますが、労災保険の患者様の個人情報、援護貸付及び共済事業に利用されることについても、労災患者様への周知等にご留意をお願いいたします。参考までに独自の院内掲示例を同封しましたので、ご活用ください。また、既存の院内掲示、労災による受診手続きの案内文に同趣旨の内容を付け加えて頂く等の取組もお願い申し上げます。

当財団の地方事務所の廃止に伴ったお願いは以上であります。援護貸付及び共済事業の内容自体は従来と変更ありませんので、今後とも引き続き援護貸付及び共済事業に対するご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

財団法人 労災保険情報センター
理事長 林 勝利

問い合わせ先

東京都文京区後楽 1-4-25

(財) 労災保険情報センター

電話 03-5684-5516

fax 03-5684-5521

e-mail nagata-dai@rousai-ric.or.jp 担当 永田、堤

平成 23 年 6 月 9 日現在

都道府県別地方事務所廃止予定一覧表

【平成 23 年 6 月 30 日付】

青森事務所、秋田事務所、新潟事務所、富山事務所、石川事務所、山梨事務所、
岐阜事務所、愛知事務所、三重事務所、山口事務所、香川事務所、愛媛事務所
12 事務所

【平成 23 年 8 月 31 日付】

大分事務所
1 事務所

【平成 23 年 9 月 30 月付】

栃木事務所、群馬事務所、埼玉事務所、福井事務所、長野事務所、静岡事務所
滋賀事務所、京都事務所、奈良事務所、島根事務所、岡山事務所、広島事務所
福岡事務所、長崎事務所、鹿児島事務所
15 事務所

【平成 23 年 10 月 31 日付】

山形事務所、福島事務所、茨城事務所、和歌山事務所、鳥取事務所、
徳島事務所
6 事務所

【平成 23 年 11 月 30 日付】

北海道事務所、岩手事務所、宮城事務所、千葉事務所、東京事務所、神奈川事
務所、大阪事務所、兵庫事務所、高知事務所、佐賀事務所、熊本事務所
宮崎事務所、沖縄事務所
13 事務所

(備考)

労働局への集約化は、地方事務所廃止日の翌日になります。

(様式第6号)

労災診療援護貸付金貸付のための依頼書

平成 年 月 日

厚生労働省 労働局長 殿

(財団法人労災保険情報センター経由)

労災指定病院の {

--	--	--	--	--	--	--	--

番 号
所在地
名 称
代表者若しくは責任者名 印

私が、財団法人労災保険情報センター（東京都文京区後楽1丁目4番25号
理事長 林 勝利）と労災診療援護貸付金貸付契約を締結するにあたり、当該
貸付を受けるために必要な事項を、今後、貴殿から財団法人労災保険情報センタ
ーに提供していただくようご依頼します。

なお、特に私が異議を申し出ない限り、労災診療費の請求の都度、必要な情報
提供を行っていただくようお願いいたします。

労災保険により診療を受けられる患者様へ
個人情報の利用について(お知らせ)

当院は、国から労災保険の診療費の支払いを受けるに当たり、従前より財団法人労災保険情報センター(※)が実施する医療機関への支援事業を利用しており、今後も継続して当該支援を受けるために、同財団に対して引き続き必要な情報を提供することとしております。

※ 財団法人労災保険情報センターとは、労災保険に関する情報の発信や労災保険の診療費に関し労災指定医療機関等に対する支援を行うことを主な事業とする特例民法法人です。

(医療機関名)

上記について、同意しがたい場合はその旨申し出下さい。お申し出がない場合は、同意して頂いたものとして取り扱わせていただきます。また、これらの申し出はいつでも撤回変更等することが可能です。